平成２５年（フ）第２０７号
青森県上北郡東北町旭南１丁目391番地３
野田アパート３号
債務者　吉田真智子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０３号
愛知県あま市新居屋郷49番地　エルシエロ甚目寺太陽の館305号
債務者　浅野　　綾
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８０号
和歌山市木ノ本950番地の７
債務者　上村　憲二（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９８号
和歌山市宇治家裏212番地の１　紀和駅団地３棟68号
債務者　上畑まゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７８８号
東京都墨田区太平４丁目８－５－14
債務者　與那嶺　薫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２１号
東京都中央区日本橋大伝馬町２－13－801
債務者　寺澤　大介
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８４３号
東京都墨田区堤通２丁目５－５－1009
債務者　川瀬　一郎（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８６８号
東京都港区白金１丁目25－21－314
債務者　具志川一夫
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８７８号
東京都品川区西大井４丁目10－16－301
債務者　竹田　圭一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８７９号
東京都西東京市柳沢５丁目１－２　第一コタニマンション302
債務者　内山　納子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８８０号
東京都板橋区志村３丁目18－13－405
債務者　藤原代志子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８８１号
神奈川県座間市西栗原２丁目14－８　ロイヤル石川Ｂ－101号
債務者　矢崎　義隆（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８８２号
埼玉県川越市南台３丁目12－２　南台マンションＢ棟402
債務者　川村　雄介
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８８３号
東京都中野区中央３丁目42－10－203
債務者　倉持　優美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８８４号
神奈川県川崎市中原区木月１丁目３－28－302
債務者　船岡　牧子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部